

ご住所・お名前が変更になる方へ

「登録ヘルパー名簿 変更届」の変更事項の番号に○をつけて**変更後の内容**をご記入下さい。

変更年月日を忘れずに記入して下さい。

■健康保険被保険者の方へ

現在、水色の健康保険証をお持ちの方が氏名変更された場合、健康保険証に代わり、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」が発行されます。マイナ保険証を利用されている場合、資格確認書の発行は不要です。お住まいの市町村でマイナンバーカードの更新手続きを行ってください。いずれの場合も旧氏名の保険者証や資格確認書は必ず事業所へ返納ください。(資格情報のお知らせのみ返却不要です)

【資格情報のお知らせ】 ※紙カード※

自動発行されないため、新姓が記載された資格情報のお知らせが必要な方は、再交付の申請手続きが必要ですのでお知らせください。届出後、1週間から2週間程で新姓分が事業所へ届きます。

なお、住所変更の場合、資格情報のお知らせに住所の記載はないため、再交付申請する必要はありません。

【資格確認書】 ※黄色いプラスチックカード※

資格確認書に記載している情報に変更があった場合は、自動で発行され、事業主経由で届きますが、2ヵ月程度の時間を要します。それより早く必要な場合は、年金機構や協会けんぽへ氏名変更の届出を行うことで、1週間から2週間ほどで事業所へ届きますのでお知らせください。住所変更の場合、資格確認書(表面)には住所の記載はないため、再交付申請する必要はありません。

■その他

・婚姻等により被扶養者が増減する場合はご連絡下さい。

■雇用保険被保険者の方へ

・雇用保険の被保険者証の氏名変更届は廃止となりました。退職時・各給付金の手続き時にあわせて氏名変更をいたします。そのため、氏名変更時に新しい雇用保険の被保険者証は発行されません。

■事務所内の手続きについて

氏名変更の場合、**改称の事実がわかる戸籍謄(抄)本(原本)、新旧両名の氏名が記載されている運転免許証、マイナンバーカード、住民票のいずれかのコピーの提出をお願い致します。**

・住所変更のみの場合は手続きはありません。(変更届のみ提出をお願いいたします)

・ヘルパー資格証は氏名変更されましたら新しい資格証を提出して下さい。

・給与振込先口座の名義変更もお早めに変更をお願い致します。(変更後は給与支払日の10日前までに必ずご連絡下さい)期日までにご連絡いただけない場合、給与のお支払いが遅れる場合がございます。予めご了承ください。

・本年分の扶養控除等申告書を提出されている方は新たに提出をお願い致します。

以上、よろしくお願いいたします。

登録ヘルパー名簿 変更届

変更される事項に○をつけて変更後の内容をご記入ください。
氏名が変更になる場合は変更前のお名前と変更後のお名前を記入してください。それ以外の方は変更後の欄に氏名を記入してください。

変更年月日			年			月			日											
変 更 内 容																				
フリガナ																				
1. 氏名			変更前						変更後(現在の氏名)											
2. 住所			〒 —																	
3. 電話番号																				
4. F A X																				
5. 携帯電話																				
6. メールアドレス																				
7. 振込先口座 ゆうちょ銀行への振込みを希望する場合は、支店名は3桁の漢数字を、口座番号は7桁をご記入ください。			銀行 農協 労金 信金 信連 信組			本店 ・ 支店														
												金融機関コード(4桁)						支店等コード(3桁)		
												預金種別		口座番号						
												普通預金								
												フリガナ								
口座名義(本人)																				